

# 重要事項説明書 (土地建物・一般仲介)

買主様 様 売主様

以下の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定にもとづき、次の通りご説明いたします。  
この内容は重要ですので、十分理解されるようお願いいたします。

宅 地 建 物 取 引 業 者	取引態様	売買 / 交換 / 媒介 / 代理 / 売主	取引態様	売買 / 交換 / 媒介 / 代理 / 売主
	商号	株式会社UNITY	商号	
	代表者氏名	日越 和男	代表者氏名	
	主たる事務所	宇治市伊勢田町大谷33-9	主たる事務所	
	免許証番号	京都府知事(1)第12739号	免許証番号	
	免許年月日	平成20年8月25日	免許年月日	
	担当する事務所	株式会社UNITY 宇治市伊勢田町大谷33-9	担当する事務所	
	代表者の氏名	日越 和男 TEL 0774-41-2920	代表者の氏名	TEL
説 明 を す る 宅 地 建 物 取 引 主 任 者	登録番号	(京都)第029699号	登録番号	
	氏名	竹井 亮介	氏名	
	業務に従事する事務所	株式会社UNITY 宇治市伊勢田町大谷33-9 TEL 0774-41-2920	業務に従事する事務所	TEL
供 託 所 等 に 関 する 説 明	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地		宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地	
	社団法人 不動産保証協会 東京都千代田区紀尾井町3番地30号全日会館		社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号	
	所属地方本部の名称及び所在地		所属地方本部の名称及び所在地	
	社団法人 不動産保証協会 京都府本部 京都市中京区柳馬場通三条下ル樋屋町98-2全日会館		社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 京都府本部 京都市上京区中立売通新町西入三丁目453番地3	
	弁済業務保証金の供託所及び所在地		弁済業務保証金の供託所及び所在地	
	東京法務局 供託課 東京都千代田区九段南1丁目1番15号		東京法務局 供託課 東京都千代田区九段南1丁目1番15号	

上記宅地建物取引主任者から、取引主任者証の提示の  
うえ、以下の不動産の各項目の内容について重要事項  
の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

本重要事項説明書の内容を確認いたしました。

〈買主〉 平成 年 月 日

〈売主〉 平成 年 月 日

住所

住所

氏名 印

氏名 印

社長	主任者	担当者	担当者

## 不動産の表示

### 土地

所	在	地番	地目	地積(登記簿)	持分
①		番		m <sup>2</sup>	
②		番		m <sup>2</sup>	
③		番		m <sup>2</sup>	
④		番		m <sup>2</sup>	
⑤		番		m <sup>2</sup>	
合計 ( 0 筆)					0.00 m <sup>2</sup>
権利の種類	1 所有権・2 借地権(地上権・賃借権)				
契約対象の土地面積の確定	1 登記簿(公簿)面積による 2 実測面積による → a 実測済( m <sup>2</sup> ) b 未了(実測済有・無)				
土地に関する測量図 (有・無)	1 確定測量図	1 平成 年 月 日付 2 引渡日までに測量予定		※確定測量図とは、隣地所有者の立会承諾印をえたもの(官有地に接する場合は、官民査定手続きも経たもの)をいいます。	
	2 現況測量図	1 平成 年 月 日付 (隣地所有者立会い済・未) 2 引渡日までに測量予定 (隣地所有者立会い予定有・無)		※現況測量図は、上記確定測量図以外のものをいいます。	
	3 法務局に備え付けられている地積測量図				
備考	以下余白				

### 建物

①	住居表示				
	所在				家屋番号
	種類	構造			
床面積	1 登記簿	1階	m <sup>2</sup> ・2階	m <sup>2</sup> ・3階	m <sup>2</sup>
	2 現況	合計 0.00 m <sup>2</sup>			
建築時期	平成 年 月 新築 (増築・改築 平成 年 月)				
②	住居表示				
	所在				家屋番号
	種類	構造			
床面積	1 登記簿	1階	m <sup>2</sup> ・2階	m <sup>2</sup> ・3階	m <sup>2</sup>
	2 現況	合計 0.00 m <sup>2</sup>			
建築時期	平成 年 月 新築 (増築・改築 平成 年 月)				
備考	以下余白				

売主の表示

住 所	
氏 名	
登記名義人と 同一 ・ 異なる → 備考： 以下余白	

I 取引の対象となる宅地または建物に直接関係する事項

1. 登記記録に記録された事項 (平成 年 月 日現在)

(1) 土地 (借地権の場合、借地権の対象となるべき土地)

権利部 (甲区)	名義人	住 所	
		氏 名	
	所有権にかかる権利に関する事項 (有・無)	以下余白	
権利部 (乙区)	所有権以外の権利に関する事項 (有・無)	以下余白	

(2) 建物

権利部 (甲区)	名義人	住 所	
		氏 名	
	所有権にかかる権利に関する事項 (有・無)	以下余白	
権利部 (乙区)	所有権以外の権利に関する事項 (有・無)	以下余白	

※その他詳細は別添の登記簿謄本・登記事項証明書をご参照ください。

2. 第三者による対象物件の占有に関する事項

第三者による占有	1 有 2 無
占有者の住所及び氏名	以下余白
権利関係等	以下余白

3. 都市計画法、建築基準法等の法令に基づく制限の概要

(1) 都市計画法に基づく制限 (制限の内容等については、補足資料に記載されています。)

① 区 域 区 分	1 都市計画区域 (1 市街化区域 2 市街化調整区域 3 線引きされていない区域) 2 都市計画区域外 (準都市計画区域の指定：有・無)
② 開 発 の 許 可 等	1 開発許可が必要 → 1 許可済み (許可番号 ) 2 許可未済 2 開発の許可は不要
③ 都 市 計 画 施 設 (有・無)	1 都市計画道路 (1 計画決定 2 事業決定 名称 幅員 m) 2 その他の都市計画施設 ( )
④ そ の 他 (有・無)	以下余白

(2) 建築基準法に基づく制限

⑤ 用 途 地 域		1 第1種低層住居専用地域 2 第2種低層住居専用地域 3 第1種中高層住居専用地域 4 第2種中高層住居専用地域 5 第1種住居地域 6 第2種住居地域 7 準住居地域 8 近隣商業地域 9 商業地域 10 準工業地域 11 工業地域 12 工業専用地域 13 指定なし
	⑥ 地 区 ・ 街 区 等	1 特別用途地区 ( ) 2 特定用途制限地域 3 高層住居誘導地区 4 第 種高度地区 5 高度利用地区 6 防火地域 7 準防火地域 8 第 種風致地区 9 特定防災街区整備地区 10 第 種建造物修景地区 11 第 種地域 (屋外広告物) 12 m 第 種高度地区 13
⑦ 建 べ い 率 の 制 限		指定建ぺい率 % 〔建ぺい率の緩和〕 a. 防火地域内で耐火建築物の場合は10%増となり、 %になります。 b. 建ぺい率の限度が80%とされている地域内で、かつ、防火地域内で耐火建築物の場合は、制限はありません。 c. 特定行政庁が指定した角地にある場合は10%増となり、 %になります。 d. 前記a.b.c.のいずれにも該当する建築物の場合は20%増となり、 %になります。 e. その他 ( )
	⑧ 容 積 率 の 制 限	a. 指定容積率 % 特別容積率の適用 無・有 → %になります。 b. 道路幅員制限 (前面道路幅員が12m未満の場合) 幅 員 m × ( 40 ・ 60 ・ 80 ) = % 1 前面道路幅員が12m未満 → a.b.のいずれか低い方によります。 → % 2 前面道路幅員が12m以上 → a.によります。
⑨ 建 物 の 高 さ の 制 限	1 道路斜線制限 2 隣地斜線制限 3 北側斜線制限 4 絶対高さ制限 ( 10m ・ 12m ) 5 日影による中高層の建築物の制限	
⑩ そ の 他 の 建 築 制 限	1 外壁後退距離制限 ( 1.5m ・ 1m ) 2 敷地面積の制限 最低限度 m <sup>2</sup>	
⑪ 建 築 協 定	1 有 2 無	
⑫ 条 例 に よ る 制 限 そ の 他 の 制 限	以下余白	
備 考	以下余白	

⑪	敷地と道路との関係	建物の敷地は、原則として、幅員（4m・6m）以上の建築基準法に定める道路に2メートル以上接していなければなりません。																														
		条例による制限 無・有（路地状敷地・特殊建築物・その他） 以下余白																														
⑫	敷地と道路との関係図	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>接道方向</th> <th>公道・私道の別</th> <th>幅員</th> <th>接道の長さ</th> <th>下記種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>側</td> <td>公道・私道</td> <td>m</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>側</td> <td>公道・私道</td> <td>m</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>側</td> <td>公道・私道</td> <td>m</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>側</td> <td>公道・私道</td> <td>m</td> <td>m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		接道方向	公道・私道の別	幅員	接道の長さ	下記種類	①	側	公道・私道	m	m		②	側	公道・私道	m	m		③	側	公道・私道	m	m		④	側	公道・私道	m	m	
			接道方向	公道・私道の別	幅員	接道の長さ	下記種類																									
		①	側	公道・私道	m	m																										
		②	側	公道・私道	m	m																										
		③	側	公道・私道	m	m																										
④	側	公道・私道	m	m																												
道路位置指定番号																																
前面道路 道路の種類 ア 道路法による道路 イ 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市法、密集市街地整備法による道路 ウ 既存道（建築基準法第3章適用の際、現に存するもの） エ 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市法、密集市街地整備法の事業による計画道路（2年以内に事業が執行予定、特定行政庁の指定あり） オ 土地を建築物の敷地として利用するため、上記ア～エの法によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁から指定を受けたもの（位置指定道路） カ 上記の既存道のうち、幅員が4m（6m）未満のもので特定行政庁が指定したもの（2項道路） キ 建築基準法上の道路に該当しない道路（建築確認不可）																																
道路境界線後退（セットバック）による建築確認対象面積の減少の有無（有・無）																																
⑬	私道の変更または廃止の制限（有・無・非該当）																															
備考	以下余白																															

（3）都市計画法、建築基準法以外の法令に基づく制限

①土地区画整理法に基づく制限（有・無）

土地区画整理事業	計画有・施行中
名称：	
仮換地指定	（未・済／平成 年 月 日 号）
換地処分の公告日（予定）	平成 年 月 日
精算金の徴収・交付	（有・無・未定）
→ 有の場合	（徴収・交付）（金額：未定・確定 円）（帰属先：売主・買主）
建築等の制限：	（有・無）

②その他の法令に基づく制限

1 古都保存法	12 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	22 農地法	35 土地収用法
2 都市緑地保全法	13 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	23 宅地造成等規制法	36 文化財保護法
3 生産緑地法	14 流通業務市街地整備法	24 自然公園法	37 航空法
4 特定空港周辺特別措置法	15 都市再開発法	25 河川法	38 国土利用計画法
5 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	16 沿道整備法	26 特定都市河川浸水被害対策法	39 土壌汚染対策法
6 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	17 集落地域整備法	27 海岸法	40 都市公園法
7 被災市街地復興特別措置法	18 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	28 砂防法	41 首都圏近郊緑地保全法
8 新住宅市街地開発法	19 港湾法	29 地すべり等防止法	42 近畿圏の保全区域の整備に関する法律
9 新都市基盤整備法	20 住宅地区改良法	30 急傾斜地法	43 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
10 旧市街地改造法	21 公有地拡大推進法	31 土砂災害防止対策推進法	44 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
11 景観法	11. 景観法（別紙宇治市景観計画写し参照）	32 森林法	45 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
13. 近畿圏整備法 近畿圏整備区域：近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより首都圏と並ぶわが国の経済・文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とします。 以下余白			
制限の概要			

4. 私道に関する負担等に関する事項

（1）対象不動産に含まれる私道に関する負担の内容

負担面積	有・無
負担金の有無	有・無
備考	以下余白

（2）対象不動産に含まれない私道に関する事項（有・無）

所有者	住所
	氏名
備考	以下余白

5. 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法に基づく土砂災害警戒区域	内・外
-------------------------	-----

6. 宅地造成または建物建築の工事完了時における形状・構造等（未完成物件等の場合）

1 別紙にて説明します。	2 未完成物件または新築物件に該当しないので、説明を省略します。
--------------	----------------------------------

7. 当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域	内・外
----------------------	-----

8. 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合（1. 該当する・2. 該当しないので、説明を省略します）

指定住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付	1. 設計住宅性能評価書	有・無
	2. 建設住宅性能評価書	有・無

9. 飲料水・電気・ガスの供給施設および排水施設の整備状況

項目	直ちに利用可能な施設	配管等の状況	整備予定・負担金
① 飲料水	1 公営水道	前面道路配管（有・無）（口径 mm）	無・有 平成 年 月 頃 円
	2 私営水道	敷地内引込管（有・無）（口径 mm）	
	3 井戸 4 無	私設管の有無（有・無）	
② 電気	1 関西電力		無・有 平成 年 月 頃 円
	2 無		
③ ガス	1 都市ガス	前面道路配管（有・無）（口径 mm）	無・有 平成 年 月 頃 円
	2 個別プロパン	敷地内引込管（有・無）	
	3 集中プロパン 4 無		
④ 汚水	1 公共下水	前面道路配管（有・無）	無・有 平成 年 月 頃 円
	2 個別浄化槽	敷地内引込管（有・無）	
	3 集中浄化槽		
	4 汲取式 5 無		
⑤ 雑排水	1 公共下水	前面道路配管（有・無）	無・有 平成 年 月 頃 円
	2 個別浄化槽	敷地内引込管（有・無）	
	3 集中浄化槽		
	4 側溝等		
	5 浸透式 6 無		
⑥ 雨水	1 公共下水 2 側溝等	（浄化槽への雨水の流入はできません）	無・有 平成 年 月 頃 円
	3 浸透式 4 無		
備考	以下余白		

※ 「直ちに利用可能な施設」とは、説明時において、現に利用されている施設および利用可能な状態にある施設をいいます。（例えば、前面道路まで施設管が配されており、いつでも敷地内に引き込める状態にあることをいいます。この場合、引き込み費用の負担の有無についても説明します。）

また、現在利用されている給水配管が容量不足となった場合、配管取替え工事が必要となることがあります。

10. 石綿使用調査の内容

石綿使用調査結果の記録の有無	石綿調査の内容	照会先	1 売主	2 施工会社	（ ）
1 有 2 無 3 不明	以下余白				

11. 耐震診断の内容（建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合）

耐震診断の有無	耐震診断の内容・添付書類	照会先	1 売主	2 その他	（ ）
1 有	1 地方税・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し				
2 無	2 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価書」の写し				
3 不明	3 指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し				
備考	以下余白				

※建築確認申請書がない場合、居住用の建物については登記簿記載又は家屋課税台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合、事業用の建物については同建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合の物件が該当します。

12. 宅地または建物の瑕疵を担保すべき責任に関する保証保険契約等の措置

宅地または建物の瑕疵を担保すべき責任に関する保証保険契約等の措置	1 請じない	2 請じる
	以下余白	

13. その他

1. 建築確認（新築時）	平成	年	月	日	号
2. 検査済証（新築時）	平成	年	月	日	号
以下余白					

II 取引条件に関する事項

1. 売買代金ならびに支払条件

項目	金額	備考
売買代金		
その内訳	土地代金	円
	建物代金（税込）	円
	消費税額	円
支払条件	手付金	円 契約締結時に支払います。
	中間金	円 平成 年 月 日まで
	残代金	円 平成 年 月 日まで

2. 売買代金および交換差金以外に売主・買主間で授受される金銭の額

授受の目的	金額	備考
① 手付金（売買代金の一部に充当します。）	円	契約締結時に支払います。
② 固定資産税等精算金（起算日4月1日）	未定	日割精算額（H22年度 年額 円）
③ 以下余白	円	
④	円	
⑤	円	
⑥	円	

3. 契約の解除等に関する事項

(1) 手付解除	(有・無)	解除期限	1 平成 年 月 日まで	2 相手方が契約の履行に着手するまで
1 売主、買主は、上記手付解除期日までであれば、互いに書面による通知をして、売買契約を解除することができます。				
2 売主が前項により売買契約を解除するときは、売主は、買主に対し手付金等受領済みの金員を無利息にて返還し、かつ手付金と同額の金員を支払わなければなりません。買主が前項により本契約を解除するときは、買主は、支払い済みの手付金を放棄します。				
(2) 引渡し完了前の滅失・毀損による解除	(有・無)			
1 本物件の引渡し前に天災地変その他売主、買主のいずれの責にも帰すことのできない事由によって本物件が滅失したときは、買主は、この契約を解除することができます。				
2 売主は、本物件の引渡前に、前項の事由によって本物件が毀損し、その修復が著しく困難なとき、または過大な費用を要するときは、この契約を解除することができるものとし、買主は、本物件の毀損により契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができます。				
3 第1項または前項によってこの契約が解除された場合、売主は、受領済の金員を無利息で遅滞なく買主に返還します。				
(3) 契約違反による解除	(有・無)			
売主または買主が売買契約に定める債務を履行しないとき、その相手方は、自己の債務の履行を提供し、かつ、書面により債務の履行を催告したうえで、売買契約を解除して違約金の支払いを請求することができます。				
(4) 融資利用の特約による解除	(有・無)	契約解除期日	平成 年 月 日	
1 買主は、売買代金に関して、後記7「金銭の貸借に関する事項」に記載された融資の全部または一部について承認を得られないとき、または金融機関の審査中上記融資未承認の場合の契約解除期限が経過した場合には、契約は自動的に解除となります。				
2 前項によってこの契約が解除された場合、売主は、受領済の金員を無利息で遅滞なく買主に返還します。				
(5) 瑕疵の責任および瑕疵による解除	(有・無)	瑕疵担保責任を負う期間	引渡後 3 ヶ月間	
1 売主は、買主に対し、本物件土地の隠れたる瑕疵、ならびに建物の雨漏り、シロアリの害、建物構造上主要な部位の木部の腐食、および給排水管の故障についてのみ瑕疵担保責任を負うこととし、買主は、上記の瑕疵があった場合は、売主に対して損害賠償の請求をすることができます。				
2 買主は、前項の瑕疵により、本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができます。				
3 建物については、買主は、売主に対して、第1項の損害賠償に代え、またはこれとともに修補の請求をすることができます。				
4 買主は第1項の瑕疵を発見した場合は、すみやかに売主に通知して、修復に急を要する場合を除いて立会う機会を与えなければなりません。				
5 本条による解除または請求は、本物件の引渡後上記の期間を経過したときとはできないものとします。				

4. 損害賠償額の予定または違約金に関する事項

違約金	1 手付金の額	2 売買代金の %相当額	3 その他 ( 円)
<p>1 売主、買主は、前記「Ⅱ-3. (3) 契約違反による解除」により、売買契約を解除するとき、その相手方に対して、上記違約金の支払いを請求することができます。</p> <p>なお、違約金に対し、現に生じた損害額の高寡を問わず、相手方に違約金の増減の請求をすることができません。</p> <p>2 違約金の支払い、清算は次のとおりおこないます。</p> <p>① 売主が違約した場合、売主は、買主に対し、すみやかに受領済みの金員を無利息にて返還するとともに、違約金を支払います。</p> <p>② 買主が違約した場合、違約金が支払い済みの金員を上回るときは、買主は、売主に対し、すみやかにその差額を支払い、支払い済みの金員が違約金を上回るときは、売主は、買主に対し、受領済みの金員から違約金相当額を控除して、すみやかに残額を無利息にて返還します。</p>			

5. 手付金等の保全措置の概要 (宅地建物取引業者が自ら売主の場合) (該当する・**該当しない**)

1. 講じない		2. 講じる (1. 未完成物件 2. 完成物件)	
未完成物件	宅地建物取引業第41条第1項に基づき、手付金等売買代金の100分の5以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。	保全方式	1 保証委託契約 2 保証保険契約 3 手付金等寄託契約および質権設定契約
完成物件	宅地建物取引業第41条の2第1項に基づき、手付金等は売買代金の10分の1以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。	保全機関	

6. 支払金または預り金の保全措置の概要

保全措置を講じるかどうか	1. 講じる	<b>2. 講じない</b>	保全措置を講じる機関
--------------	--------	----------------	------------

7. 金銭の貸借に関する事項

金融機関等	金額	金利	借入期間	あっせんの有無
	円	%	年	有・無
	円	%	年	有・無
	円	%	年	有・無
	円	%	年	有・無

融資利用の特約の期日 平成 年 月 日まで

あっせんの内容 (有・ <b>無</b> )	売買契約締結後、指定する保障機関との間で「保証委託契約」及び金融機関との間で「金銭消費貸借契約」を結んでください。なお、ローン金利等については、金融情勢のために変更することがあります。詳細は、リーフレット等参照。		
	返済方法	保証料	ローン事務手数料 (税込)

金銭の貸借が成立しないときの措置は、前記「Ⅱ-3. (4) 融資利用特約による解除」に同じ。

8. 割賦販売に関する事項

割賦販売	1. 有	<b>2. 無</b>
以下余白		

9. 消費者契約法に関する事項

消費者契約法の適用の有無	1. 有	<b>2. 無</b>
--------------	------	-------------

Ⅲ その他

1. その他重要な事項

一、本物件の周辺土地・建物その他の状況および騒音、振動、臭気、日照等の周辺環境並びに交通便利については、現地にて十分ご確認下さい。又、本物件近隣土地所有者及びその所有権を取得した第三者が将来「建築基準法」ならびに関係法令に適合する建築物を建築・増築することがあること、又、これにより現在の周辺環境(日影・眺望・採光・通風・電波障害等)が変化することがあることを予めご承知おき下さい。

一、アスベスト(石綿)使用については、現時既に建築されている多くの建物にアスベストを含有している建材が一般的に使用されていた時期があり、本物件にも使用されている可能性があります。実態については不明です。建材に含まれているアスベストは通常、繊維が固定されている為、日常生活に於いては飛散することは無く、通常の住宅としての使用については、健康に害を及ぼすものではないと言われています。但し、分析調査を行った結果アスベストが確認された場合、増改築・リフォーム及び建物解体時には、これらの建材のアスベストを飛散させないよう「石綿障害予防規制:平成17年7月1日施工」及びその他関係法令により、専門業者による適切な施工と産業廃棄物処理が必要となり、その際には別途費用が必要となります。尚、京都府のアスベスト対策についてはホームページから参照できます。「<http://www.pref.kyoto.jp/taiki/astop.html>」

一、本物件土地について建築物を建築する際、建築を依頼する住宅メーカーから地盤、地耐力調査を要請されることがあり、その結果によっては地盤補強工事等が必要となる場合がございます。地盤補強工事等については、建築する建物の構造・規模・重量及び依頼するメーカーにより異なります。または地盤補強工事等については費用が発生しますので予めご承知おき下さい。 **一土地取引の場合**

一、買主は、本物件を自ら暴力団事務所(暴力団の活動拠点である施設または施設の区画された部分をいう)として使用(敷地の用に供することを含む)し、または第三者をして使用させないことを確約します。

2 買主が本特約に反して、本物件を自ら暴力団事務所として使用し、または第三者をして暴力団事務所として使用させた時は、売主は催告することなく、本契約を解除できます。

3 買主は、前項の規定による解除に際し、当該物件上に建築した建物の買取請求、建物に付加した造作等の買取請求、保存に要した費用及び有益費の償還請求その他一切の金銭的要求をすることができません。

4 買主は本契約締結後に、売主または宅地建物取引業者が行う、本物件が暴力団事務所として使用されているか否かについての調査に協力し、これに必要なとする資料を提供します。

2. 添付書類

1 土地登記事項証明書・登記簿謄本	1 部	7 登記事項要約書(写)	1 部
2 建物登記事項証明書・登記簿謄本	1 部	8 ガスナビ	1 部
3 公 函 (写)	1 部	9 以下余白	部
4 測量図 (写)	1 部	10	部
5 建物図面(写)	1 部	11	部
6 宇治市景観計画	1 部	12	部